

国際警察緊急援助隊規程

昭和63年3月28日
本部訓令第9号

国際警察援助隊規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察の国際警察緊急援助隊（以下「国緊隊」という。）の編成、国緊隊の要員（以下「隊員」という。）の指名手続等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 国緊隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づいて派遣された被災国において、災害に係る救助活動、救急活動及び災害応急対策のための活動を行うことを主たる任務とする。

(編成)

第3条 国緊隊の編成は、国際警察緊急援助隊編成表（別表）のとおりとする。

(指名手続)

第4条 隊員には、警備部機動隊員をもって充てる。

2 隊員は、警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）の上申により、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する。

3 機動隊長は、前項に規定する上申を行うときは、原則として、兵庫県警察災害派遣隊規程（平成25年兵庫県警察本部訓令第12号）第6条第2項に規定する特別救助班に指定されている者から要員を選考の上、国際警察緊急援助隊運営要領（国際警察緊急援助隊の運営について（平成31年4月1日付け警察庁丁総発第238号、丁企画発第4号、丁人発第221号、丁会発第447号、丁給厚発第97号、丁備二発第4号、丁情企発第89号）別添。以下「運営要領」という。）第1の3の(1)のアに規定する国際警察緊急援助隊要員一覧表（以下「要員一覧表」という。）により警備部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）を経由して行うものとする。

4 機動隊長は、人事異動、病気等の理由により、隊員の指名を変更する必要があると認めるときは、速やかに当該隊員の指名の解除に係る上申及び後任の隊員の指名に係る上申を行わなければならない。

5 機動隊長は、前項に規定する上申を行うときは、運営要領第1の3の(1)のイに規定する国際警察緊急援助隊要員変更届により行うものとし、変更に係る事項を整備した要員一覧表を添付するものとする。

(公用旅券発給請求書の作成等)

第5条 機動隊長は、前条第2項の規定により隊員が指名を受けたときは、当該指名を受けた者に係る公用旅券の発給の手続を、速やかに行わなければならない。

2 前項に規定する手続は、公用旅券発給請求書（旅券法（昭和26年法律第267号）第4条第1項第1号に規定する公用旅券発給請求書をいう。以下同じ。）により行うものとし、必要事項を記載して災害対策課長に送付するものとする。この場合において、当該隊員に係る公用旅券発給請求書の記載内容に変更が生じたときは、新たに公用旅

券発給請求書を作成し、災害対策課長に送付するものとする。

(要員一覧表の整理)

第6条 災害対策課長は、第4条第2項の規定により指名された隊員の要員一覧表を常に整備し、指名状況等を明らかにしておかなければならない。

2 機動隊長は、要員一覧表の記載内容に変更が生じたときは、その都度、その内容を災害対策課長に通報しなければならない。

(派遣指示等受理時の措置)

第7条 災害対策課長は、警察庁の国緊隊の派遣要請に係る事務を所掌する内部部局の課の長から派遣要請が予想される旨の通報を受けたときは、速やかに本部長に報告するとともに、機動隊長その他関係所属長に通報するものとする。

2 国緊隊の派遣に係る国家公安委員会からの指示は災害対策課長（執務時間外（兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）別表第1に規定する通常勤務者の勤務時間の割り振り以外の時間及び週休日並びに同規程第38条第1項に規定する休日をいう。）にあっては、警備部の業務別宿直責任者）が受理するものとし、派遣命令は本部長が行うものとする。

3 機動隊長は、前項の派遣命令を受けたときは、速やかに隊員を招集し、次に掲げる事項を本部長に報告（警備部災害対策課経由）をして派遣するものとする。

(1) 派遣する隊員の階級及び氏名

(2) 帯同する車両の名称、型式及び台数並びに装備資機材の名称、型状及び数量

(3) 前2号に掲げるもののほか、派遣を行う上で参考となる事項

(教養訓練)

第8条 機動隊長は、隊員に対し、国緊隊の派遣実績を踏まえ、捜索救助に関する国際的な規則を熟知させるとともに、国際的に定められた都市型捜索救助技術を用いた実践的な教養訓練を行うものとする。

2 機動隊長は、前項の規定による訓練に加え、独立行政法人国際協力機構その他機関が主催する教養訓練についても、当該訓練に隊員を参加させる必要があると認めるときは、これに参加させるものとする。

(指名の特例)

第9条 本部長は、災害の規模及び態様、必要とされる知識及び技能等から必要があると認めるときは、第3条に規定する編成以外に隊員を指名することができる。

2 第5条並びに第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により指名した隊員について準用する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年3月22日本部訓令第8号）

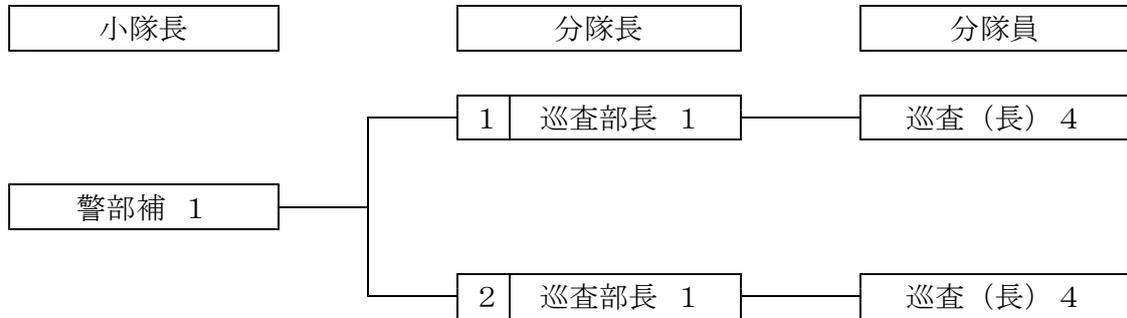
この規程は、平成8年3月22日から施行する。

附 則 （令和2年3月25日本部訓令第13号）

この規程は、令和2年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

国際警察緊急援助隊編成表



階級	警部補	巡查部長	巡查 (長)	計
人員	1	2	8	11